

○郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例

昭和48年 3月22日

郡山市条例第9号

改正 昭和49年 9月30日郡山市条例第33号  
昭和57年12月17日郡山市条例第45号  
昭和58年 3月15日郡山市条例第2号  
昭和59年 3月31日郡山市条例第15号  
昭和60年 7月 1日郡山市条例第19号  
昭和62年 9月21日郡山市条例第38号  
平成 7年 9月29日郡山市条例第40号  
平成 9年 6月30日郡山市条例第22号  
平成10年 6月26日郡山市条例第45号  
平成12年 3月28日郡山市条例第7号  
平成12年12月22日郡山市条例第46号  
平成18年 3月30日郡山市条例第14号  
平成19年 3月16日郡山市条例第14号  
平成20年 3月27日郡山市条例第18号  
平成21年 3月12日郡山市条例第11号  
平成22年 3月29日郡山市条例第16号  
平成22年 9月28日郡山市条例第32号  
平成24年 3月22日郡山市条例第22号  
平成24年 7月 5日郡山市条例第38号  
平成25年 3月18日郡山市条例第7号  
平成26年 3月25日郡山市条例第15号  
平成26年 9月25日郡山市条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し医療費の一部を助成し、重度心身障害者の健康の保持を図り福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身体障害者手帳所持者」という。）であって、その障害の程度が1級又は2級のもの
- (2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害の程度がAのもの
- (3) 身体障害者手帳所持者であって、その障害の程度が3級のもの（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。）
- (4) 療育手帳所持者であって、その障害の程度がBであり、かつ、身体障害者手帳所持者であるもの（第1号及び前号に掲げる者を除く。）
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定に

基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害の程度が1級のもの

(6) 保健福祉手帳所持者であって、その障害の程度が2級又は3級であり、かつ、身体障害者手帳所持者又は療育手帳所持者であるもの（第1号から第4号までに掲げる者を除く。）

2 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

3 この条例において「療養の給付等」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び社会保険各法（以下「医療保険各法」という。）に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給並びに他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担する医療に関する給付をいう。

4 この条例において「被保険者等」とは、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は被扶養者をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、療養に関し被保険者等が負担しなければならない費用であって、療養に要する費用から療養の給付等の価額（療養の給付にあつては、当該療養に要する費用から被保険者等が医療保険各法の規定により負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。）を控除した額をいう。

6 この条例において「附加給付」とは、社会保険各法に規定する組合が、その規約に基づき同法に規定する保険給付にあわせて行う保険給付としてのその他の給付をいう。

7 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で、現に重度心身障害者を扶養しているものをいう。

（昭58条例2・昭59条例15・昭60条例19・昭62条例38・平9条例22・平10条例45・平12条例7・平12条例46・平20条例18・平21条例11・平22条例16・一部改正）

（助成の対象）

第3条 重度心身障害者の疾病又は負傷に係る医療費（第2条第1項第5号及び第6号に掲げる者が統合失調症その他の精神疾患で市長が別に定めるものの医療を受ける場合にあつては、入院に係るものを除く。以下「重度心身障害者医療」という。）の助成を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有する重度心身障害者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者並びに郡山市こども医療費の助成に関する条例（昭和48年郡山市条例第42号）の規定により医療費の助成を受けている者のうち、出生の日から18歳に達する日の属する年度の末日までの者（6歳に達した日以後の最初の4月1日から9歳に達する日の属する年度の末日までの者を除く。）を除く。

2 前項に規定する重度心身障害者のうち次の各号のいずれかの入所、入院又は入居（以下「入所等」という。）をしているものについては、その者が当該入所等の前に本市の区域内に住所

を有していない場合（継続して2以上の入所等をしている重度心身障害者にあつては、最初の入所等の前に本市の区域内に住所を有していない場合）は、同項本文の規定にかかわらず、重度心身障害者医療の助成を受けることができない。

(1) 病院又は診療所への入院

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設への入所（同法第27条第1項第3号又は同法第27条の2の規定による入所措置が採られた場合に限る。）

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設への入所

(4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4又は第20条の5に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所（同法第11条第1項第1号又は第2号の規定による入所措置が採られた場合に限る。）

(6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設への入居又は同条第24項に規定する介護保険施設への入所

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居への入居

3 本市の区域内に現に住所を有しない重度心身障害者のうち前項各号のいずれかの入所等をしているものについては、その者が当該入所等の前に本市の区域内に住所を有していた場合（継続して2以上の入所等をしている重度心身障害者にあつては、最初の入所等の前に本市の区域内に住所を有していた場合）は、第1項本文の規定にかかわらず、重度心身障害者医療の助成を受けることができる。

（昭57条例45・昭58条例2・昭62条例38・平7条例40・平10条例45・平18条例14・平19条例14・平20条例18・平21条例11・平24条例22・平24条例38・平25条例7・平26条例15・平26条例37・一部改正）

（助成金の支給）

第4条 市長は、重度心身障害者医療に関し療養の給付等が行われた場合において、被保険者等が重度心身障害者医療に係る一部負担金を支払わなければならないときは、当該一部負担金に相当する額（附加給付がある場合は、それに相当する額を控除した額とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神障害の医療に係る場合は、市長が別に定める額とする。以下「助成金」という。）を当該重度心身障害者又は保護者（以下「重度心身障害者等」という。）に対して支給するものとする。この場合において、一部負担金に、保険者等が負担すべき医療保険各法に規定する高額療養費又は高額介護合算療養費がある場合は、規則で定めるところにより算定した額とする。

2 郡山市子ども医療費の助成に関する条例の規定により一部負担金の助成を受けている者については、重度心身障害者医療の助成の対象となる額の限度において、この条例による重度心身障害者医療の助成をしたものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する後期

高齢者医療広域連合の認定を受けられる資格がある者で当該認定を受けていないもの（認定を受けた後、その認定申請を撤回した者を含む。）に係る重度心身障害者医療の助成については、市長が別に定める額を支給するものとする。

（昭62条例38・平10条例45・平18条例14・平19条例14・平20条例18・平21条例11・平22条例32・平25条例7・一部改正）

（助成金のみなす支給）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、重度心身障害者等に対して支給すべき助成金に相当する額を重度心身障害者医療を取扱った病院、診療所又は薬局（以下「医療機関」という。）に対して当該重度心身障害者等に代わり支払うことができる。この場合、当該医療機関に対して支払う助成金に相当する額の限度において、当該重度心身障害者等に対して助成金を支給したものとみなす。

（平9条例22・一部改正）

（附加給付がある場合の助成の方法の特例）

第6条 市長は、重度心身障害者医療について附加給付がある場合における助成金の支給の方法については、第4条第1項の規定にかかわらず、当該附加給付を行う者との協議により別に定めることができる。

（平19条例14・一部改正）

（受給資格の認定）

第7条 重度心身障害者医療の助成を受けようとする者は、市長に申請して資格の認定を受けなければならない。

（受給資格者証の交付）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該重度心身障害者が重度心身障害者医療費の助成を受ける資格があると認めるときは、当該重度心身障害者を登録し、受給資格者証を交付するものとする。

（平9条例22・一部改正）

（受給資格者証の提示）

第9条 前条の規定により登録を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、医療を受ける際、医療機関に受給資格者証を提示しなければならない。

（昭58条例2・平9条例22・一部改正）

（受給資格者証の再交付）

第10条 受給資格者は、受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、市長に申請して再交付を受けなければならない。

（受給資格者証の返還）

第11条 受給資格者は、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

（平19条例14・一部改正）

（届出の義務）

第12条 受給資格者は、受給資格申請書に記載した事項について変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（平19条例14・一部改正）

(受給資格者証の譲渡又は担保の禁止)

第13条 受給資格者は、受給資格者証を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第14条 市長は、受給資格者が第三者の行為により疾病にかかり、又は負傷した場合において、当該第三者から当該疾病又は負傷につき損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の返還を求めることができる。

(平21条例11・一部改正)

(助成金の返還)

第15条 市長は、支給した助成金に係る一部負担金について医療保険各法に規定する高額介護合算療養費の支給を受けた者があるときは、その者から当該助成金の支給を受けた額のうち当該高額介護合算療養費の支給を受けた額を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正行為によって助成金の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させなければならない。

(平22条例32・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 (昭和49年郡山市条例第33号)

1 この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定による療養の給付等が行われた場合における助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (昭和57年郡山市条例第45号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和58年郡山市条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則 (昭和59年郡山市条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第1条及び第2条の規定は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年郡山市条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年郡山市条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年郡山市条例第40号)

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日以後の医療行為に係る給付から適用する。

附 則 (平成9年郡山市条例第22号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項第4号の規定は、平成9年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第1項第3号及び第4号の規定は、平成9年4月1日以後の医療行為に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療行為に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に基づきこの条例の施行日前に受けた医療に係る医療費の助成を受けようとする者は、平成9年9月30日までに改正後の郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第7条の規定により市長に申請して資格の認定を受けなければならない。

附 則 (平成10年郡山市条例第45号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成10年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例の規定は、平成10年4月1日以後の医療行為に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療行為に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に基づきこの条例の施行日前に受けた医療に係る医療費の助成を受けようとする者は、平成10年9月30日までに新条例第7条の規定により市長に申請して資格の認定を受けなければならない。

附 則 (平成12年郡山市条例第7号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年郡山市条例第46号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成18年郡山市条例第14号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年郡山市条例第14号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(以下「条例」という。)第8条に規定する受給者証の交付を受けている者であつて、改正後の条例第3条第2項の規定により助成を受けることができなくなるものの助成金の支給については、入所等の前に住所を有していた市町村(特別区を含む。)による重度心身障害者医療又はこれに類するものの助成を受けることができない場合は、同項の規定にかかわらず、同条第1項に規定する助成を受けることができる者とみなして助成金を支給する。

附 則 (平成20年郡山市条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条に1項を加える改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(第4条に1項を加える改正規定を除く。)による改正後の郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後の医療行為に係る医療費の助成に

ついて適用し、同日前の医療行為に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この条例（第4条に1項を加える改正規定に限る。）による改正後の郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年7月1日以後の医療行為に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療行為に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年郡山市条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成21年郡山市条例第9号）の施行の日から、第14条の改正規定は平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の施行の日の前日までの間における改正後の第3条第1項ただし書の適用については、同項ただし書中「郡山市こども医療費の助成に関する条例（昭和48年郡山市条例第42号）の規定により医療費の助成を受けている者のうち、出生の日から6歳に達する日の属する年度の末日までの者」とあるのは、「郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年郡山市条例第42号）の規定により医療費の助成を受けている者」とする。

附 則（平成22年郡山市条例第16号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年郡山市条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、平成22年10月1日以後の医療行為に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療行為に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年郡山市条例第22号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年郡山市条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年10月1日以後の医療行為に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療行為に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年郡山市条例第7号）抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年郡山市条例第15号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年郡山市条例第37号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。



○郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年9月29日

郡山市規則第27号

改正 昭和49年9月30日郡山市規則第37号  
昭和59年3月31日郡山市規則第13号  
昭和60年7月1日郡山市規則第11号  
昭和62年9月21日郡山市規則第18号  
平成元年7月31日郡山市規則第19号  
平成5年6月2日郡山市規則第21号  
平成6年3月31日郡山市規則第22号  
平成6年11月2日郡山市規則第43号  
平成7年3月31日郡山市規則第26号  
平成8年8月6日郡山市規則第33号  
平成9年6月30日郡山市規則第70号  
平成9年10月6日郡山市規則第76号  
平成10年6月26日郡山市規則第35号  
平成11年3月30日郡山市規則第16号  
平成12年12月27日郡山市規則第59号  
平成14年11月5日郡山市規則第49号  
平成15年5月1日郡山市規則第49号  
平成17年8月9日郡山市規則第45号  
平成18年3月30日郡山市規則第24号  
平成19年10月15日郡山市規則第57号  
平成20年3月27日郡山市規則第27号  
平成21年3月26日郡山市規則第25号  
平成22年3月29日郡山市規則第21号  
平成22年9月28日郡山市規則第36号  
平成25年3月27日郡山市規則第33号  
平成26年3月26日郡山市規則第22号  
平成27年12月28日郡山市規則第113号

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年郡山市条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の申請)

第2条 条例第7条の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、重度心身障害者医療費受給資格認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 医療保険に係る保険証又は組合員証

(2) 受給資格者及びその配偶者又は扶養義務者の前年分（申請を1月から6月までに行う場合

は、前々年分)の所得金額に係る市区町村長が発行する所得の額、扶養親族の有無及び社会保険料等の控除額が確認できる証明書

(3) 前号に規定する証明書により証明される事実を市長が公簿等により確認することについて同意する旨の同意書

(4) その他市長が必要と認める書類

(平8規則33・平27規則113・一部改正)

(受給資格者証)

第3条 条例第8条に規定する受給資格者証は、重度心身障害者医療費受給資格者証(第2号様式)によるものとする。

2 受給資格者証の有効期間は、10月1日から翌年9月30日までとし、毎年更新するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める日を有効期間の始期とする。

(1) 新たに資格の認定を受けた場合(次号に規定する場合を除く。) 認定を受けた日の属する月の翌月の初日(認定を受けた日が月の初日であるときは、当該認定を受けた日)

(2) 転入者で他の市町村で重度心身障害者医療費の助成を受けていたものが資格の認定を受けた場合 当該認定を受けた日

(昭59規則13・昭60規則11・平20規則27・一部改正)

(精神疾患の範囲)

第4条 条例第3条第1項本文の市長が別に定める精神疾患は、別表に掲げるとおりとする。

(平10規則35・追加)

(助成金の交付申請)

第5条 条例第4条に規定する助成金の交付を受けようとする者は、重度心身障害者医療費助成申請書(第3号様式)に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 療養に関し、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、社会保険各法(条例第2条第2項に規定する社会保険各法をいう。以下同じ。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による高額療養費が支給される場合 高額療養費支給決定通知書又は高額療養費の積算基礎を明らかにした書類

(2) 療養に関し、国民健康保険法、社会保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額療養費が支給されない場合 高額療養費支給に関する申立書(第3号様式の2)

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が入院に係る費用の給付申請をする場合 重度精神障害者の入院治療に係る保険診療証明書(第4号様式)

(昭62規則18・全改、平元規則19・平5規則21・平8規則33・一部改正、平10規則35・旧第4条繰下・一部改正、平12規則59・平14規則49・平19規則57・平20規則27・平21規則25・平26規則22・一部改正)

(助成金の額)

第6条 条例第4条第1項前段の市長が別に定める額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条第3項第1号の規定による同一の月に受けた指定自立支援医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の100分の10に相当する額とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第35条各号に掲げる支給認定障害者等において

は、当該各号に定める額を限度とする。

2 条例第4条第1項後段に規定する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した額とする。

(1) 高額療養費がある場合 高額療養費の算定方法による世帯合算額から控除する額×(重度心身障害者医療に係る一部負担金(条例第2条第5項に規定する一部負担金をいう。以下同じ。)/高額療養費の算定方法による世帯合算額)

(2) 高額介護合算療養費がある場合 高額介護合算療養費の算定方法による世帯合算額から控除する額×(重度心身障害者医療に係る一部負担金/高額介護合算療養費の算定方法による世帯合算額)

3 条例第4条第3項の市長が別に定める額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の100分の10に相当する額とする。ただし、国民健康保険法及び社会保険各法の規定による高額療養費が支給される場合は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第15条に定める額とする。

(昭62規則18・追加、平6規則43・一部改正、平10規則35・旧第5条繰下・一部改正、平17規則45・平18規則24・平20規則27・平22規則36・平25規則33・平26規則22・一部改正)

(助成金の決定)

第7条 市長は、第4条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、助成の可否及び助成金の額を決定し、重度心身障害者医療費助成金支給決定通知書(第5号様式)を申請人に交付する。

(昭62規則18・旧第5条繰下・一部改正、平10規則35・旧第6条繰下、平21規則25・一部改正)

(受給資格者証の再交付)

第8条 条例第10条の規定により受給資格者証の再交付を受けようとする者は、重度心身障害者受給資格者証再交付申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 受給資格者証の再交付を受けた者が亡失した受給資格者証を発見したときは、直ちにそれを市長に返還しなければならない。

(昭59規則13・一部改正、昭62規則18・旧第6条繰下、平10規則35・旧第7条繰下)

(受給資格者証の返還)

第9条 条例第11条の規定により受給資格者証を返還しようとする者は、重度心身障害者医療費受給資格者証返還届(第7号様式)に受給資格者証を添えて市長に届け出なければならない。

(昭62規則18・旧第7条繰下、平10規則35・旧第8条繰下)

(受給資格者証の記載事項変更届)

第10条 条例第12条の規定による受給資格者証に記載した事項に変更があった場合の届出は、重度心身障害者医療費受給資格者証記載事項変更届(第8号様式)に受給資格者証を添えて行うものとする。

(昭62規則18・旧第8条繰下、平9規則70・一部改正、平10規則35・旧第9条繰下)

(委任)

第11条 この規則に定めるものの他必要な事項は、別に定める。

(昭62規則18・旧第9条繰下、平10規則35・旧第10条繰下)

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

(郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置)

- 2 郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成9年郡山市条例第22号。以下この項において「改正条例」という。）附則第3項の規定に基づき認定を受けた者に対して交付する受給資格者証の有効期間は、第3条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から平成9年9月30日までとする。

- (1) 平成9年4月1日以前に改正条例による改正後の郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第2条第1項第3号又は第4号の規定に該当していた者 平成9年4月1日

- (2) 平成9年4月2日から改正条例の施行の日の前日までに改正後の条例第2条第1項第3号又は第4号の規定に該当することとなった者 その該当することとなった日の属する月の翌月の初日（その該当することとなった日が月の初日であるときは、その日とする。）

(平10規則35・一部改正)

- 3 郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成10年郡山市条例第45号。以下この項において「改正条例」という。）附則第3項の規定に基づき認定を受けた者に対して交付する受給資格者証の有効期間は、第3条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から平成10年9月30日までとする。

- (1) 平成10年4月1日に改正条例による改正後の郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第2条第1項第5号又は第6号の規定に該当していた者 平成10年4月1日

- (2) 平成10年4月2日から改正条例の施行の日の前日までに改正後の条例第2条第1項第5号又は第6号の規定に該当することとなった者 その該当することとなった日の属する月の翌月の初日（その該当することとなった日が月の初日であるときは、その日とする。）

(平10規則35・追加)

附 則（昭和49年郡山市規則第37号）

この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年郡山市規則第13号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年郡山市規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年郡山市規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年郡山市規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、平成元年6月1日から適用する。

附 則（平成5年郡山市規則第21号）抄

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 4 第3条の規定による改正後の郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則第4条第2号の規定は、平成5年5月1日以後の診療に係る医療費の助成金の交付申請から適用する。

附 則（平成6年郡山市規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成6年郡山市規則第43号）

この規則は、平成6年11月4日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成7年郡山市規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成8年郡山市規則第33号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成8年6月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用する。

- 3 第2条の規定による改正後の郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成8年6月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用する。

- 4 第3条の規定による改正後の郡山市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成8年6月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用する。

（経過措置）

- 5 この規則の施行の際現に改正前の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則の様式の規定に基づき作成されている様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（平成9年郡山市規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年郡山市規則第76号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、改正後の郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

できる。

附 則（平成10年郡山市規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成11年郡山市規則第16号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年郡山市規則第59号）

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成14年郡山市規則第49号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成14年10月1日以後の診療に係る医療費の助成金の交付申請について適用する。

附 則（平成15年郡山市規則第49号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則、郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則及び郡山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の様式に基づき作成されている様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（平成17年郡山市規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第2項の規定は、平成17年10月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用する。

3 この規則の施行の際現に改正前の第3号様式の規定に基づき作成されている用紙は、改正後の第3号様式の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（平成18年郡山市規則第24号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年郡山市規則第57号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成20年郡山市規則第27号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、第6条に1項を加える改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（平成21年郡山市規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第5条に1項を加える改正規定及び第2号様式の改正規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成22年郡山市規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成22年郡山市規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条第2項の規定は、平成22年10月1日以後の診療に係る医療費の助成金の交付申請について適用する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年郡山市規則第33号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年郡山市規則第22号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年郡山市規則第113号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第4条関係）

(平10規則35・追加、平11規則16・平18規則24・一部改正)

疾患分類	疾患名
統合失調症	統合失調症
躁うつ病	躁うつ病、躁病、うつ病等
脳器質性精神障害	老年認知症、脳血管性認知症、器質性精神病等
中毒性精神障害	アルコール依存症、覚醒剤中毒等
その他の精神病	非定型、心因性、分裂感情病等
精神遅滞（知的障害）	精神発達遅滞、自閉症等
精神病質	人格障害等
てんかん	てんかん、症候性てんかん等
その他の精神疾患	心因反応、注意欠陥多動障害、食行動異常症（神経性食思不振症、神経性過食症）、精神神経症等



第1号様式（第2条関係）

※受給者証番号

重度心身障害者医療費受給資格認定申請書									
郡山市長							年 月 日		
申請者							住所 _____		
							氏名 _____ ㊞		
							電話番号 ( )		
次のとおり、重度心身障害者医療費受給資格の認定を申請します。									
対 象 者	フリガナ				生年月日	明・昭 年 月 日生			
	氏名					大・平			
	住所				個人番号				
					個人コード	※			
障害の状況等	1 身体障害者手帳1級 2 身体障害者手帳2級 3 身体障害者手帳3級（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害に限る。） 4 療育手帳A 5 療育手帳Bかつ身体障害者手帳所持 6 精神障害者保健福祉手帳1級 7 精神障害者保健福祉手帳2級又は3級かつ身体障害者手帳又は療育手帳所持								
手帳番号				交付年月日	昭和・平成 年 月 日				
振 込 口 座	金融機関名				金融機関コード	※			
	支店名				支店コード	※			
	口座別	普通・当座		口座番号					
	口座名義人	フリガナ							
	氏名								
加 入 保 険	保険者名				保険者コード				
	記号番号				保険加入年月日	昭和・平成 年 月 日			
	被保険者名				個人コード	※			
保護者又は扶養義務者氏名	※			続柄	※		個人コード	※	
資格取得年月日	※ 年 月 日		※補助対象内・補助対象外			※課税・非課税			

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

第2号様式(第3条関係)

(表)

重度心身障害者医療費受給資格者証			
記号	番号		
郡	山		
受給者氏名			男 女
年		月	日生
住 所			
郡山市			
保護者氏名	続柄		男 女
有効期間	年	月	日から
	年	月	日まで
発行機関名及び印			
年		月	日交付

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、あなたが医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保管してください。
- 2 この証は、保険診療のみに適用されるので、診療を受けるときは、保険証に添えて医療機関等の窓口で提示してください。
- 3 医療費の助成を受けようとするときは、助成申請書に医療機関等から証明を受けて提出してください。
- 4 次の事由が生じたときは、必ず届けてください。
  - (1) 氏名に変更があったとき。
  - (2) 住所を変更したとき。
  - (3) 加入保険に変更があったとき。
  - (4) 振込金融機関口座を変更したとき。
- 5 受給の資格がなくなったときは、速やかにこの証を返還してください。
- 6 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が精神障害による疾患で入院したときは、この受給資格者証は使用できません。

重度心身障害者医療費助成申請書

郡山市長	年 月 日			
申請者 住 所 郡山市 氏 名 ( ) 電話番号 ( )				
次のとおり、重度心身障害者医療費の助成を申請します。				
受給資格者証番号	郡山第 号	フリガナ		
		受給者氏名		男・女
保険証番号		生年月日	年 月 日	

保 険 診 療 証 明 欄				
※医療機関等記入欄 ※該当しない項目は空欄にしてください				
受給資格者証番号	888888	生年月日	8 88年88月88日	
診 療 月	8 88年88月分	診療実日数	88日	
入院等の区分	1 入院 2 入院外		8	
公費負担等	1 自立支援医療 4 特定疾病(付加給付) 2 その他の公費負担医療 5 高額医療費の現物給付 3 特定疾病 6 法人税法施行による減額		8	
診療科目	1 医科 2 歯科 3 調剤 4 その他		8	
診療科 ※診療科目が「1 医科」の場合のみ記入してください。	1 内科 6 皮膚科 11 産婦人科 16 呼吸器科 21 形成外科 26 その他 2 小児科 7 泌尿器科 12 精神科 17 消化器科 22 心臓血管外科 3 外科 8 整形外科 13 放射線科 18 神経内科 23 リウマチ科 4 小児外科 9 眼科 14 リハビリ科 19 循環器科 24 糖尿病科 5 脳外科 10 耳鼻咽喉科 15 心療内科 20 血液内科 25 透析科		88	
保険診療合計点数	888888888888点			
受領金額	888888888888円			
上記のとおり証明する。				
年 月 日				
都道府県コード 8888888888		医療機関 又は薬局 住 所 名 称 氏 名 ( )		
※ 接骨院等の場合は空欄にしてください。				
手書き文字見 8823456789				

高額療養費 8888888 円 修正用 8 88888888 8 88888888

第3号様式の2(第5条関係)

高額療養費受給に関する申立書

年 月の私の世帯において医療機関等で支払った高額な一部負担金の額は、下記のとおりです。

年 月 日

郡山市長

住 所  
申立者  
氏 名



記

世帯員氏名	申立者 との 続 柄	受診した医療機関等名称	医療機関等で 支払った一部 負担金の額	摘 要
合		計	円	

第4号様式(第5条関係)

重度精神障害者の入院治療に係る保険診療証明書

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月診療分

入院診療科 \_\_\_\_\_

入院の主たる疾病名 \_\_\_\_\_

医療の給付

保険診療合計点数 \_\_\_\_\_点

保険診療金額内訳

	負担金額
その他の疾患診療金額	円
精神科診療金額	円
合計	円

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

所在地

医療機関  
薬局 名称

氏名



<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">郡山市長 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">重度心身障害者医療費助成金支給決定通知書</p> <p>先に助成申請のありました重度心身障害者医療費について、審査の結果、保険等から給付される高額療養費、家族療養附加金等を除いた下記の金額を助成することに決定しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 明細について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">診 療 年 月</th> <th style="width: 50%;">医 療 機 関 等 名</th> <th style="width: 30%;">助 成 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 150px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	診 療 年 月	医 療 機 関 等 名	助 成 金 額				合 計		
診 療 年 月	医 療 機 関 等 名	助 成 金 額							
合 計									

2 振込について			
振 込 日	年 月 日		
金融機関名			
口座番号	口座名義人		
支 払 金 額			円

次のようなことが生じたときは届け出てください。

- 住所又は氏名に変更があったとき。
- 加入保険に変更があったとき。
- 受給者に変更があったとき。
- 振込金融機関口座に変更があったとき。

備考

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。)

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の異議申立てをした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

重度心身障害者医療費受給資格者証再交付申請書

年 月 日

郡山市長

住所  
申請人又は保護者  
氏名

㊟

次のとおり、重度心身障害者医療費受給資格者証の再交付を申請します。

受給資格者	住所		
	氏名		
	個人番号		
受給資格者証の 記号・番号	郡 山 第	号	
申請の理由	1 破 損	2 汚 損	3 亡 失

(注)

この申請書には、破損又は汚損した資格者証を添付して下さい。

第7号様式（第9条関係）

重度心身障害者医療費受給資格者証返還届

年 月 日

郡山市長

住所  
申請人又は保護者  
氏名 ㊟

次のとおり重度心身障害者医療費助成資格を喪失したので受給資格者証を添えて届けます。

受給資格者	住所	
	氏名	
	個人番号	
受給資格者証の 記号・番号	郡 山 第 号	
返還の理由（該当する事項の番号を○で囲んでください。） 1 受給対象者が市内に住所を有しなくなったため 2 受給対象者が死亡したため 3 その他		
受給資格喪失年月日	平成 年 月 日	



第8号様式（第10条関係）

重度心身障害者医療費受給資格者証記載事項変更届

年 月 日

郡山市長

住 所 \_\_\_\_\_

受給資格者又は保護者

氏 名 \_\_\_\_\_ ④

電話番号 ( )

次のとおり、重度心身障害者医療費受給資格者証の記載事項に変更がありましたので、受給資格者証を添えて届けます。

受給資格者証記号番号		郡山市 第 _____ 号		
受給資格者氏名		個人コード	※	
変更の年月日		年 月 日		
変更の内容	変更前		変更後	
	住 所			
	氏 名			
	個人番号			
	医療 保険	保険者名		保険者コード
		記号番号		
		被保険者		個人コード ※
		新保険種別	※	
		新保険加入区分	※	
	保護者又は扶養義務者	※	続柄	※
		個人コード	※	
※ 補助対象内・補助対象外		※ 課税・非課税		

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

第1号様式（第2条関係）

（平27規則113・全改）

第2号様式（第3条関係）

（平21規則25・全改）

第3号様式（第5条関係）

（平19規則57・全改、平21規則25・一部改正）

第3号様式の2（第5条関係）

（平19規則57・追加）

第4号様式（第5条関係）

（平10規則35・全改、平15規則49・一部改正）

第5号様式（第7条関係）

（平21規則25・全改）

第6号様式（第8条関係）

（平27規則113・全改）

第7号様式（第9条関係）

（平27規則113・全改）

第8号様式（第10条関係）

（平27規則113・全改）